

国土審議会計画部会 第15回持続可能な国土管理専門委員会

平成19年11月22日(木)

【事務局】 まだいらしていない委員がおられますが、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会計画部会第15回持続可能な国土管理専門委員会を開会いたします。委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日もご欠席の委員ですけれども、麻生委員、辻本委員、根本委員、牧委員、亙理委員でございます。

本日の専門委員会は、国土利用計画(全国計画)に関する報告につきましてご審議いただきまして、専門委員会としての取りまとめをしていただくこと、これが一つでございます。それからもう一つは、国土形成計画(全国計画)の検討状況につきましてご報告するというところでございます。

それでは早速、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第、座席表、委員名簿のほか、資料1「国土利用計画(全国計画)に関する報告(案)」、それから参考資料1-1「国土利用計画に関する報告の要点」、これは1枚紙です。それから参考資料1-2「国土利用計画に関する報告の概要」、これは2枚紙の4ページです。それから参考資料1-3「利用計画の面積目標について」、これは横長のパワーポイントの資料です。それから参考資料1-4「国土利用計画関連資料」、これも同じく横長のパワーポイントの資料です。さらに後半ご紹介いたします国土形成計画関係の資料でございますけれども、これは実は先日の11月16日の計画部会での資料でございます。参考資料2-1「国土形成計画(全国計画)に関する報告」、それから参考資料2-2「国土形成計画に係る計画部会とりまとめ」、それから参考資料2-3「国土形成計画に係る計画部会報告の目次構成」、これはA3の縦長の1枚紙です。それから参考資料2-4「国土形成計画に係る部会報告の概要」でございます。資料の不備等がございましたら、どうぞ事務局にお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか、以下の議事につきまして、委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【委員長】 本日は、最後の専門委員会という位置づけでございます。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

先ほど事務局からご紹介いただきましたように、本日は二つの議事がございます。一つは、この専門委員会ですとご議論いただいていたりました国土利用計画（全国計画）に関する報告（案）についてご審議いただき、最終的な取りまとめをさせていただきたいというのが一つでございます。もう一つは、国土形成計画（全国計画）でございますが、検討状況を事務局から報告いただくという、その2点でございます。

それでは、議論に移りたいと思います。まず、国土利用計画についてですが、先日、11月8日にこの専門委員会が開かれまして、報告素案について、既にかなりご議論いただいたところでございます。これを踏まえまして、11月16日の計画部会において、私のほうから専門委員会の審議状況の報告を行い、計画部会において基本的なご了承をいただいているところでございます。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、まず、「国土利用計画（全国計画）に関する報告（案）」、資料1でございますが、これをお手元におとりくださいませ。この資料1、それからその関連資料といたしまして、先ほど申しましたように参考資料1-1の1枚紙、参考資料1-2の4枚紙、参考資料1-3のパワーポイントの横長、参考資料1-4の5点でございます。この5点をまず国土利用計画関係でご説明したいと思います。

資料1につきまして、既に文章につきましてはご審議を重ねてきていただいておりますが、11ページをお開きいただきますと、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、このような数字を本日初めて入れることができました。この件を中心に本日ご審議いただければと思います。それから12ページも関連部分で、12ページの下半分のいろいろな数字関係、その連続で13ページの数字、このあたりも本日入った次第でございます。

その他の文章の部分につきましては、既に何回かお目通しいただいておりますが、本日はやっとならべてそろったということでございますので、全体を通しまして、再度確認していただければと思います。先日のご説明とある程度重複することとなりますけれども、どうかご容赦いただければと思います。本日は、できればこの資料1、これにつきましてご審議いただきまして、できますれば合格点をいただきたいということでございます。

ただ、そうは申しまして、資料1はそれなりの分量がございますので、基本的には参考資料1-1の1枚紙、参考資料1-2の4枚紙、これを中心にご紹介しまして、確認していただければと思います。

参考資料1-1の1枚紙のほうは、全体の構成です。それから、参考資料1-2の4枚

紙のほうはキーワードを抽出いたしました概要版でございます。基本的には、概要版のほうを若干読み上げる形でご紹介しまして、適宜、1枚紙のほうと照らし合わせてごらんいただければと思います。

では、参考資料1-2をごらんください。国土利用計画に関する報告（案）の概要ということで、まずは国土の利用に関する基本構想でございます。ここは、基本理念に相当するところでございます。一つが国土利用の基本方針、それから、次のページにまいりますと、基本方針を受けて、今度は地域類型別の国土利用の基本方向、さらに（3）で利用区分別の国土利用の基本方向という構成でございます。

もう一度、1ページに戻っていただきまして、基本的な認識につきましてですが、人口減少と高齢化の進行、それから土地利用効率の低下の懸念というふうな一方で、アジアの急速な経済発展も見通されるということですので、全体としては土地利用転換が鈍化しているものの、地域によっては新たな集積が見込まれる。したがって、土地需要の調整等の観点から、国土の有効利用が引き続き必要という問題意識が、まず、ございます。

それからもう一つは、地震の発生への懸念、あるいは温暖化、あるいは良好な町並みなどの国民意識の高まりという中で、国土利用のさらなる質的な向上が必要である。

三つ目は、例えば大規模集客施設の郊外立地と中心市街地の活力低下の連動ですとか、あるいは多様な主体の関与の増大という中で、国土利用につきましても、地域の創意工夫の重要性が非常に高まっているという認識でございます。もちろん、土地利用関係諸制度の地方分権という状況とも相まったものでございます。

このような状況認識のもと、今後の国土利用の方向性として、持続可能な国土管理というふうなことを打ち出させていただいております。

これは、土地利用転換圧力の低下、これが実は国土利用の質的向上の機会であるというふうな基本的な認識のもと、有効利用、それから量的な調整、あるいはいろいろなマネジメントということを行いまして、よりよい状態で次世代に引き継ぐための持続可能な国土管理を行うということでございます。

そのため、第1に、土地利用の量的調整につきましてですが、人口減少下であっても、当面、増加する都市的土地利用がございまして、例えば低未利用地の有効利用を行う、あるいは農林業的な土地利用につきまして、適正な保全と耕作放棄地の適切な利用を図る、それから農林地、宅地相互の土地利用転換について、慎重な配慮のもとで計画的に行うというふうな方向性でございます。

それから二つ目が国土利用の質的向上でございますが、これもご審議いただきましたように、安全で安心、それから循環と共生、それから美しさとゆとりある国土利用の観点を重視するというところでございます。

3つ目が、地域の国土利用の考え方に関して合意形成を図っていく必要があるですとか、あるいは地域の実情に即した国土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいく必要がある。すなわち国土利用の総合的なマネジメントを行っていく。このような地域の主体的な取り組みを促進するというふうな認識でございます。

参考資料1-1の1枚紙のほうに目を転じていただきますと、上のほうに箱が六つ並んでございますが、この六つの箱を今ここでご紹介したわけでございます。

2ページにまいりまして、このような基本的な理念を、やや具体的なレベルに流し込んで記述するのが(2)と(3)でございます。(2)と(3)はいわばマトリックスの関係になっておりまして、地域類型別の記述、それから利用区分別の記述ということでございます。記述の基本理念は共通でございます。

地域類型別の国土利用の基本方向ということで、都市、農山漁村、自然維持地域の三つの枠組みに沿って記述しております。当然、これも専門委員会で再三、強調していただきました、それぞれが別個に存在するのではなくて、機能分担など双方向的に考慮していかなければいけないという認識をまず述べた上で、都市につきましては、例えば集約型都市構造を視野に入れて、安全でゆとりある都市環境を形成していくとか、あるいは既存低未利用地の再利用を優先して、自然的土地利用からの転換の抑制を基本とするとかいうふうな方向性を出していただいております。

それから農山漁村でございますが、優良農地及び森林の確保、あるいは国土資源の適切な管理、さらには農地と宅地の混在地域での計画的かつ適切な土地利用等々につきまして打ち出していただいております。

それから自然維持地域ですが、国土のエコロジカル・ネットワーク、あるいは野生生物の生息・生育空間の連続性の確保、このような方向性を出していただいております。

これを、今度は縦横をかえまして、土地利用区分別に記述したものが、以下のような記述でございます。例えば農用地でございますが、効率的な利用と生産性の向上ですとか、必要な農用地の確保・整備等々、あるいは環境への負荷の低減という方向性を記述しております。それから森林及び原野でありますけども、吸収源対策の着実な実施ですとか、多様で健全な森林の整備と保全等々を記述してございます。あるいは水面・河川・水路、道

路につきまして、特にメンテナンスの部分を今回、追加いたしましたので、適切な維持・管理というふうな方向性を記述しております。住宅地につきましては、住宅ストックの質の向上、良好な居住環境が形成されるような用地の確保という方向性でございます。工業用地では、例えば工場跡地の有効利用、それからその他の宅地、これは後ほどもご紹介しますが、基本的には商業・業務用地、あるいは官公庁の建物の敷地を指しておりますけれども、その他の宅地につきまして、これも良好な環境の形成に配慮した用地の確保、それから郊外の大規模集客施設の適正立地というふうなことを記述しております。それから、低未利用地という切り口から、例えば都市内低未利用地の再利用ですとか、耕作放棄地の有効利用ということでございます。

これを1枚紙のほうに目を転じていただきますと、中央部分の縦横になっております地域類型別の国土利用の基本方向と、それから利用区分別の基本方向ということでございます。

3ページにまいりまして、いよいよ利用目的に応じた区分ごとの規模の目標ですが、これはむしろパワーポイントの資料を使ってご説明させていただきたいと思っております。資料1-3をおとりください。横長のパワーポイントの資料です。これにつきまして、まず早速1ページを開いていただきまして、全体像、我が国の国土利用の推移と次期計画の目標の全体像でございます。

棒グラフは、農地、森林などの自然的土地利用を一括して表示しております。これは左側の目盛りをごらんください。それから、折れ線グラフは住宅地や工業用地などといった都市的な土地利用を記述しております。これは、右側の目盛りをごらんください。

平成16年が4次計画、今回の計画の基準年次でございます。それから29年が目標年次でございます。この図では、国土利用の推移と、それから今後の動向、目標の全体像を視覚的にお示ししているということでございます。

1点ご注意申し上げますが、黄緑の宅地、これは黄色の住宅地、それから橙色のその他の宅地、それから茶色の四角の工業用地、この三つの合計でございます。黄色と橙と茶色の合計が黄緑でございますので、1点ご注意くださいませ。

過去30年の推移をこのグラフで見ますと、一貫して農地、森林等が開発されて、宅地などに転換されてきたということでありまして。ボリューム感としては、過去30年間で130万haの農林地が開発され、いわば都市的な土地利用に転換されてきたということでございます。折れ線グラフを重ねて見ますと、毎年の転換量は、増えてきてはおりますが、

だんだんと低減、頭打ちというか、傾きが小さくなってきているということでもあります。棒グラフは目盛りが大きいのでわかりにくいですが、これも基本的には変化の度合いが年々小さくなってきているという同様の傾向がございます。

将来に目を転じてこのグラフを見ていただきますと、これまでだんだんと緩やかになってきた折れ線グラフの傾きが、今後さらに緩やかになるような見通しが見えていただけるかと思えます。このような過去から将来に向けての大きな流れを見ていただいた上で、それぞれの地目の推移と目標設定の考え方をこれから順次ご説明したいと思います。

目標設定の方法や考え方は、地目に応じてさまざまでございます。ただし、基本的には、これまでの推移に基づく将来予測、いわゆる回帰というもの、あるいは人口世帯数をはじめ、各種経済社会要因、あるいは各省からの意見なども含む政策要因などを総合的に勘案した目標設定でございます。

なお、各県の意向につきましても、ほぼ全県から何らかの形で把握して、この目標設定の作業の参考としています。いわば将来予測という側面と、それから政策目標という側面の両側面を兼ね備えたものと言えるかと思えます。

2ページにまいりまして、人口減少社会の到来でございます。2ページ左側の図の橙色の折れ線グラフは人口であります。次期計画の基準年であります平成16年に既にピークを迎えておりまして、その後、計画目標年次であります29年にかけて約330万人が減少する見通しです。それから青色の3大都市圏、定義は下に注ががございますけれども、三大都市圏と、それから薄黄色の地方圏に分けますと、三大都市圏のピークは平成22年あたり、それから地方圏の人口のピークは平成12年あたりということでございます。

それから、右側の図を見ていただきますと、右側の図の折れ線グラフは世帯数ですが、平成27年あたりまでは単独世帯の増加によりまして引き続き増加する見通しということでございます。それから青色の三大都市圏のピークは平成32年あたりでありまして、地方圏の世帯数のピークは平成22年から27年にかけてという状況であります。

さて、いよいよ個別の地目になりますが、1ページめくっていただきまして3ページ、農地であります。3ページは、農地面積のこれまでの推移を肌色の棒グラフで示しております。過去30年間、一貫して減少してきたということ。それから3ページ右側の図は、農地から宅地などへの転換量を示しています。近年、他用途への転換量は縮小傾向がうかがえると思えます。

それから4ページにまいりまして、左側の二つの表は、平成15年から27年にかけて

の農地利用の見通しを示すいわばサンプルでございます。平成17年に策定されました食料・農業・農村基本計画——以後、食・農・農計画と言いますけれども——で示されているものでございます。

右側のグラフで、いよいよ目標値を示しておりますけれども、平成4年は3次計画の基準年次でございます。平成4年から棒グラフが始まりまして、平成16年が4次計画の基準年次、平成29年が4次計画の目標年次であります。

このような3ページから4ページにかけての各種要因のほかにもいろいろございますけれども、それらを踏まえまして、目標設定の考え方を四角の枠の中に記述してございます。農地は減少傾向にあるけれども、生産性の向上や、耕作放棄地対策が推進されていること、それから食・農・農計画において平成27年の農地面積目標が450万haとされていることなどを踏まえ、減少傾向が鈍化することを見込みまして、平成29年の目標を450万ha程度とするということでございます。

それから、次の5ページ、6ページ、採草放牧地です。採草放牧地は森林以外の草が生えているところということで、草が生えていて、放牧したりその草を採取して畜産に使っているような土地でありますけれども、これも棒グラフを見ていただきますと、5ページの右側のグラフで、昭和60年代までに大きく減少しまして、これは採草放牧地から、いわば牧草地に転換されたものと思われまして、ただ、以後は大きな変動はございません。

6ページにまいりまして、主として牧草地への転換などにより減少してまいりましたけれども、ここ10年程度は大きな変動はありませんので、平成29年の目標について、平成16年と同程度の8万ha程度ということでございます。

それから7ページにまいりまして、森林であります。森林面積の長期推移は、7ページ右側の棒グラフでありまして、第1次計画以後、森林面積が約20万ha減少しました。これもスケールが大きいのでわかりにくいですが、特に昭和後半から平成初期にかけて、リゾート開発などが影響しているものと思われまして、近年はほぼ横ばいということになります。

8ページにまいりまして、林地からの転換面積のデータがありましたので、ここにお示ししております。この転換面積も近年減少傾向でありまして、特にレジャー施設用地に転用されるケースが少なくなっているという状況でございます。

このようなことを勘案いたしまして、森林面積の推移と4次計画の目標の考え方ですが、近年、大きな変動はない。それから森林・林業基本計画におきまして、平成27年及び3

7年の森林面積の目標が2,510万haとされていることを踏まえまして、平成29年の国土利用計画の目標としても、平成16年と同程度の2,510万haということでございます。これは当然、今後ますます重要になります温暖化対策に向けた森林の整備・保全が進むですとか、あるいは林業の再生の兆しが見えているということも勘案したものとなっております。

それから、9ページにまいりまして、原野でございますが、ごらんの棒グラフのような状況でございます。近年はやや減少傾向で推移しておりまして、今後の目標につきまして、やや減少傾向が続くことを見込みまして、平成29年の目標は27万ha程度ということでございます。

それから次が水面・水路・河川でございますが、過去の推移が水色の棒グラフであります。緩やかに増加しているということと、今後も人造湖や河川の改修などによる面積増加が見込まれますので、面積目標135万ha程度ということで、微増という目標を設定するものでございます。

それから次のページは道路でありまして、道路面積につきましても、過去の推移はごらんのとおりでございます。増加傾向が緩やかになりつつあることがうかがえるかと思えます。すぐ下のページに住宅地の棒グラフがございますが、よく似ているような形状でございます。それから、例えば17ページ、ちょっと先に見ていただきますと、17ページでその他の宅地、商業・業務用地等でございますが、17ページのその他の宅地面積の推移のカーブとも非常に似ているということがございます。

11ページにもう一度戻っていただきまして、住宅地やその他宅地の推移とよく似ているということでして、宅地全体と連動させた目標設定の考え方を記述してございます。市街化圧力の低下により、都市的土地利用への転換が小規模なものとなることが推測されるという全体の状況の中で、都市的土地利用の動勢と関連の深い道路面積について伸びが鈍化することを見込み、平成29年の目標について139万ha程度、これも過去の実績と点線を見ていただきまして、伸びるけれども鈍化するという状況でございます。

ちなみに、申し忘れましたが、実は平成16年と平成29年の数値の間の点線は、いわば二つの時点の変化をわかりやすく示すために便宜上引いているものでございまして、毎年の数値をあらわすものではございません。

さて、12ページに住宅地がございます。住宅地の推移を長期スパンで見ますと、ごらんの棒グラフでございます。着実に増加してきております。ただし、毎年の伸び幅

については縮小傾向であります。新設着工戸数が住宅敷地面積に大きな影響を及ぼしますが、これは近年、横ばい傾向でございます。

次のページ、13ページにまいりまして、住宅地面積にとっては、世帯数の動向も非常に重要な要因でございます。左側の図を見ていただきますと、世帯数は平成27年ごろまでは増加、そこでピークアウトして、減り始めるという、これは社人研の推計でございます。ただし、平均世帯人員は、これは紫色の棒グラフで示してありますけれども、今後とも一貫して減少していく見通しが示されております。

さらに右側で家族類型を見ますと、家族類型の棒グラフの、例えば平成12年におきます薄黄色の夫婦と子供というシェアがだんだん減って行って、一番下の青色の単独シェアが増えていくという状況が見てとれるかと思えます。このような住まい方の変化も見込まれるということです。

さらに14ページにまいりまして、左側の図ですけれども、建物の建て方別の動向でございますけれども、空色の非木造共同住宅、要するにマンションですが、そのマンションのシェアが年々大きくなって行って、相対的には木造一戸建てのシェアが減少してきているという状況が示されておまして、容積率の低い住宅のシェアに対して容積率の高いマンションのシェアが高まる見通しが示されています。

このようなことを勘案いたしまして、住宅地面積の推移と面積の目標ですけれども、世帯数の伸びの鈍化、それから単独世帯の増加など、住まい方の変化などを踏まえて、戸数と建て方別の敷地面積を勘案して、29年の目標について114万ha程度ということでございます。

次に、15ページの工業用地でございます。工業用地につきましては、わりと分布は偏っておりまして、日本地図を見ていただきますと、主として太平洋ベルト地帯、それから北海道にまとまった面積が分布しているということでございます。

棒グラフを見ていただきますと、ここ30年では14万haから18万haの間で上下しているということです。

16ページに参りますと、左上が工業用地面積のグラフを示しておりますが、新規立地が増加傾向にあるという状況がございます。

それから設備投資額を見ますと、活発化する傾向にあるということでありまして、16ページの右側の面積目標の考え方ですが、減少傾向であるけれども、企業の設備投資が活発化している、あるいは企業立地促進法が施行されるというふうな政策要因があり、今後、

地域における産業集積の形成が期待されていることなどを踏まえ、平成29年の目標につきましては、平成16年の16万haに対しまして、17万haと、微増ということでございます。

それから、その他の宅地であります。その他の宅地のうち大部分は、円グラフにあります商業・業務用地、これは主としてショッピングセンターですとか物流センターですとか、あるいは事務所などの商業・業務用地であります。これらに加えて官公庁の建物敷地用地等が入っているという構成であります。長期の面積の推移は薄黄色のグラフのとおりでございます。これも伸びが鈍化しつつあるという状況でございます。

18ページに参りまして、その要因を少し分析いたしますと、例えば年間商品販売額の推移、赤色の折れ線グラフですが、低減傾向、あるいは事務所数も減少傾向なのに対しまして、薄黄色の棒グラフの売り場面積、これは増加傾向ということで、大型店舗の増加などが背景にあるものと思われれます。あるいは、大店立地法の届け出件数を見てみますと、一定の数でまだ増加が続いているという状況が見てとれます。

このようなことを勘案いたしまして、その他の宅地の面積目標ですが、市街化圧力の低下により、都市的土地利用への転換規模が小規模なものとなることから、今後、伸びは鈍化するものということで、これも傾きがさらに緩くなって、平成29年については61万ha程度ということでございます。

19ページにまいりますと、その他でございます。その他は、これは農地や住宅地など、前のほうで申し上げました利用区分に当たらないもので構成されます。例えば公園緑地、交通施設用地、それから学校教育施設用地、ゴルフ場などがございます。あるいは駐車場ですとか資材置き場ですとか、概念的にはありますけれども、包括的な全国データが必ずしもないものなどもこういうところに含まれてまいります。耕作放棄地なども概念上はこのカテゴリーに入っております。いわば全体の面積からこれまでに申し上げました利用区分を引きました残差がここで計上されております。したがって、目標の考え方につきましても、他の土地利用の動向を踏まえ、318万程度ということになってございます。

20ページは、国土の全体の面積でありまして、これは埋め立てがまだ見込まれますので、平成29年の目標を1万ha増加して3,780万haということで想定しております。

21ページにまいりますと、これは市街地でありまして、市街地は、この国土利用計画では国勢調査に定める人口集中地区としております。人口集中地区は、原則として人口密

度、1 km²当たり4,000人の基本単位区が隣接して5,000人以上の塊をつくっている地域であります。これも単純に割り算しますと、イメージとしては250m²に1人という密度であります。ただし、これは5,000人の人口集中地区もあれば、100万人を擁する人口集中地区もあるというのはご承知のとおりでございます。

市街地面積の推移ですが、ごらんの赤色の棒グラフで、これまで拡大してきたけれども、近年は伸びが鈍化しておりまして、平成12年から平成17年の増加量は0.8%にとどまっているという状況であります。

D I D面積の重要な説明要因でありますD I D人口の動向を22ページの棒グラフ等で示しております。22ページの左上のグラフですが、棒グラフはD I D人口でありまして、三大都市圏は青色、これは増加傾向で、それから地方圏も増加傾向ですが、三大都市圏ほどの増加傾向にはなっていないと。それから、折れ線グラフは人口に占めるD I D人口の比率であるD I D人口比率ですが、三大都市圏全体は増加傾向で、地方圏もしかりであります。

それから、D I D人口密度を見ますと、三大都市圏では平成7年を境に反転して上昇に転じておりますが、地方圏では引き続き低下傾向が続いているという状況がうかがえます。

このようなことを勘案いたしまして、22ページの右側にありますように、面積目標の考え方ですが、近年、伸び率が鈍化してきているということを踏まえまして、平成29年の目標については、平成17年と同程度の126万haということで想定してございます。

これが面積目標の考え方でございます。

もう一度、概要版に戻っていただきまして、先ほどの参考資料1-2と、それから参考資料1-1であります。参考資料1-2の2枚紙の3ページに行ってくださいまして、今ご説明したのは、「2.」の(1)の規模の目標でございます。それから(2)で地域別の概要も示しておりまして、三大都市圏の人口がおおよそ6,400万人程度、それから地方圏の人口をおおよそ6,000万人程度として想定しておりまして、それを踏まえまして、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、市街地につきまして、三大都市圏、地方圏でそれぞれこのような数字を目標としてお示しております。

それから、今申し上げました話は、参考資料1-1の1枚紙におきましては、下から二つ目の箱で、利用区分別の規模の目標及び地域別の概要というところを今、ご紹介した次第です。

最後に、参考資料1-2の最後のページ、4ページでありますけれども、これはこのよう

な面積目標を達成するために必要な措置の概要でございます。公共の福祉の優先というところから始まりまして、以下のような10項目を記述してございます。例えば、国土利用計画法等の適切な運用の中で、今回、GISを用いたいろいろな市町村計画の重要性などのお話もありましたけれども、即地的な情報の活用といった地域の取り組み事例に係る情報の共有云々というふうな記述を加えております。

あるいは、国土の保全と安全性の確保の中で、災害に配慮した国土利用への誘導ですとか、環境の保全と美しい国土の形成の中で、温暖化対策の加速、あるいはここにはちょっと書いておりませんが、低炭素社会の推進みたいな記述を増やしております。あるいは、環境負荷の小さな都市構造等々でございます。さらに、計画段階におきます環境配慮ということで、環境影響評価や適切な環境配慮という記述も追加してございます。

あるいは、低未利用地の有効活用を通じた自然的土地利用の転換抑制、あるいは農用地の利用集積、低未利用地の優先的な再利用、あるいは国土の国民的経営、それから境界や所有者不明の土地の発生防止などについて、少しアンダーラインを拾い読みしたところがございます。

以上が資料1、及びその関連の資料のご説明でございました。これに続きまして、先日、11月8日の専門委員会におきまして、各委員からこのような議論をするに当たっては、こういうふうな量的な面積目標だけではなくて、質的な使用に取り組んでいくべきであるというふうなご意見ですとか、あるいは計画内容を具体化していくときに、地方が参考にできる資料がついているとよいというふうなご意見ですとか、あるいは国土の国民的経営を具体化していくことが必要であるというふうなご意見がございました。これを踏まえまして、さらにこの計画の推進段階も視野に入れまして、補完的な資料も作成してみましたので、これについてもあわせてご説明させていただきます。

参考資料1-4をおとりください。横長のパワーポイントの資料で、国土利用計画関連資料であります。

ページを1枚めくっていただきますと、一つは、1ページですけども、国土利用計画（都道府県計画、市町村計画）——国土利用計画は3階建ての計画で、都道府県計画、市町村計画がございまして——の策定・運用の促進、推進であります。国土利用計画の全国計画を策定いたしますと、これを基本といたしまして、地域におきましても、順次、地域特性に応じて国土利用計画の都道府県計画や市町村計画の策定・運用が始まります。そのような取り組みを、私どももいろいろな形で促進してまいりたいと考えております。

点線の四角の中にございますけども、都道府県計画、市町村計画の策定・改定が今後行われますと。特に、住民に身近で地域の土地利用に即地的に関係いたします市町村計画は地域特性に応じた国土利用を図る点で極めて重要な役割を果たし得るということでございます。実際にそのような例も、いろいろとございます。

このために、各地方公共団体が全国計画を基本として計画策定をできるようなノウハウの共有が必要であると考えておまして、そのようなノウハウの共有のためのいわば仕掛け、それからコンテンツの整備をしまいたいと考えております。

右下の情報共有の例でありますけれども、例えば計画策定段階であれば、土地利用現況図や土地利用構想図を使う事例を広く全国にも共有できるような仕掛けをつくってまいりたいと思っておりますし、あるいは国土利用計画の実効性の向上を図るに当たりまして、自治体で条例との連携を図っている例も散見されますので、そのような事例についても広くご紹介していきたいということですか、あるいはいろいろな計画策定に係ります先進事例を、都道府県間、あるいは市町村間で共有していくことを促進するような仕掛けを考えております。

それから、2ページにまいりますと、各種指標の活用であります、国土利用の質的状況の把握を進めるため、今年度から検討に着手してございます。一つは、指標の具体化でありますけども、国土利用の質的状況の把握を進めるということで、できるだけ実務者にとって実用的な、基本的には既存の統計資料を使いながら、できるだけ質の情報を把握できるような指標を開発してまいりたいと思っております。

検討方向といたしましては、国土利用計画に定める基本方向がございまして、これを具体的に、ではどういう資料なのだということの一つ一つブレイクダウンして出していきたいなということでございます。例えば利用可能な人口林面積ですとか、あるいは空き家ですとか、耕作放棄率とか、こういったものを面積の指標と絡めて把握していければということでございます。この場合、都道府県や市町村段階でそのデータを容易に再現できる、あるいは継続的に再現できるということを重視しなければいけないと思っております。

3ページにまいりまして、少し例をお示ししておりますけれども、これは平成10年から平成17年の福島県内の従業員30人以上の事務所数の変化を色入りの地図で示しております。これは、四角の中にありますけれども、工業用地での面積把握で、工業用地というくくりで面積を既に把握しておりますけれども、同じ100haの工業用地であっても、雇用をたくさん生み出す面積と、それほどでもない面積という、いわば質的な側面も加味

した面積表示というのをどうやったら行っていけるだろうかというのを、工業用地を例にしてちょっと示してみたものでございます。このような指標を地域の特性にも考慮しながらどういうふうに行っていけるのか、検討を始めてまいりたいと、ぜひ都道府県などと協力しながら、地域特性を踏まえた具体的な活用方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

三つ目に、国土の国民的経営の推進でございます。これも先日、いろいろな統計データをご紹介したところでございますが、特にその中で、今後、数千万人規模のいわば潜在的な参加者がいると、参加可能性があるというふうなデータをお示ししました。こうした参加意向を持つ層をいかに刺激して拡大していくかというところに着目した仕掛けをいろいろ考えてまいりたいと思っております。

全体像のポンチ絵の中で、雲のようなふきだしがありますけども、これが前回の専門委員会で数千万人というふうな数字をご紹介しました潜在的な参加者です。一方、その上のほうの楕円の中で、里山の整備とか森林ボランティアとか棚田オーナーとか、こういうふうな具体的な取り組みは、いろいろなところで、各省で、各県で、あるいはいろいろなN GO、N POで既に始まっております。これを当局も同じような仕掛けをここに1個つくるということでは必ずしもなくて、多分、私どもの仕事というのは、潜在的な参加者であるこの雲の部分のいかに刺激して、この矢印を活性化していくか、そして、国土管理に関わる取組である黄色の部分のいかに太らせていくかというふうな仕掛けをいろいろやってみてまいりたいと考えております。

それからもう一つは、その横に、間接的な取り組み、直接的に森に乗り込んで行って木を切るということだけではなく、そこで間伐材を使ったおしゃれなバッグを買うとか、あるいはお米をたくさん食べるとか、いろいろな間接的な参加も当然でございます。そのようなものも、いろいろPR的なもの、あるいは国民運動的なものとして刺激していくのが私たちの仕事なのではないかと考えております。雲をいかに刺激して、矢印を活性化させるかということでございます。

この場合、右側のところでありますように、企業をいかに絡ませるかということが非常に大事なかなというところを実感しつつありまして、その意味では、雲を刺激するに当たりまして、企業にいかにかかわっていただくか、それを言葉はちょっと語弊がありますが、いかに社会的に評価してさしあげるかというふうな仕掛けを上手につくっていくことによって、いろいろなものがかみ合っていけばいいなということで、今、検討を始

めたところでございます。

以上、先日のご意見を踏まえまして、計画推進段階でこういうこともやっていかなければいけないということも視野に入れた資料もおつけした次第でございます。

以上、長々ご説明しましたが、ぜひ資料1につきましてご審議いただきまして、お取りまとめいただければというところでございます。どうもありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。

資料1については、前回委員会でご議論いただきました。その前回はご議論いただいた資料1の中に組み込んでいなかった利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等について、本日、詳細にその数値を設定し、ご説明いただいたというのが一つ。それからもう一つは、これも前回の委員会で特に中心にご議論いただいた今後の問題ですね、国土利用計画を今後、より活性化し、意義のある計画にさらにしていくためには、例えば土地利用の質の問題とか、そういうことについてかなりご意見をいただきましたので、それに対して、どのような対応を事務局として考えていくかと、この2点について、中心にご説明いただきました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見あればいただきたいと思えます。どこからでも結構です。お願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 大分、今までの意見を反映していただけたのかなと思うのですが、一つデータとして教えていただきたい。すぐお答えいただけなくてもいいのですが、平成16年から平成29年まで土地利用がこう変わりますよということでお話しされている中のロジックの一つとして、人口は減少するけれども、世帯数は増えますよというお話があります。それはそれでいいと思うのですが、平成29年の世帯数がちょうど5,000万でしたっけ、非常にわかりやすい数字だったと思うのですが、あわせて平成16年の世帯数が幾らかという情報がちょっとあれば、もう少し全体が見やすくなるのかなという気がいたしました。即答いただかなくても結構ですので、調べて、また教えていただければと思います。

あと、もう一点ですが、参考資料1-2の一番最後の4ページの一番下の(10)なのですが、今も委員長おっしゃいました今後のことなのですが、指標の活用ということで、各種指標の活用で、「概ね5年後の計画の総合的点検の実施」と書かれております。こういうふうにはモニタリングしていくことは非常に大事だと思うのですが、5年後ということは、そのときに実際に各種指標値がないとチェックできないわけです。例えば

細密土地利用の情報などが一番関係するかと思うのですけれども、このデータは10年ごとぐらいしかとられていないのですよね。おそらくとるのが大変なデータが結構いろいろあると思うので、そのあたりはぜひしっかり、ここでこの文言はこれでいいとして、ほんとうにそれができるように予算措置をしっかりとそういうところにつけていただくとか、人員を配置していただくとかというふうなことが要るのかなと思いました。定性的なチェックだけではなくて、定量的チェックというのが要るのであれば、そういう準備が必要です。あと、事務局よりこの点線は途中の意味はないのだというふうに増加の部分についておっしゃいましたが、場合によっては、5年後であれば、その途中の段階で、やはり点線の意味を考えながらチェックするということが必要になるかなと僕は逆に思ったのですが、そのあたりお考えあればいただきたいと思います。

以上です。

【委員長】 第1点は、数字を確認していただければいいだけですけれども、2点目についてお答えください。

【事務局】 数字は、4,900万世帯でございます。

それから2点目の、どのようなモニタリングをしていくのかというふうなお話だと思いますけれども、ぜひ私どものできる範囲でいろいろなことを意欲的にやってまいりたいと思います。ただ、一つは、都道府県や市町村でも再現できるような手法ということを意識しなければいけないと考えておまして、非常に洗練された、技術的に高度なものにはなかなかしにくいのかなという感じを今持っております。いずれにしましても、5年後にモニタリングをぜひやってまいりたいと考えておまして、どんなものになるのか、今のところまだ申し上げられませんが、委員おっしゃるような趣旨で5年後の点検をやってまいりたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 きょう出てきた目標の面積とその出し方に関してなんですけれども、回帰によって、これまでの傾向を概想して目標というのを出されているのですが、自然現象の予測ということではそういう手法を使うのですが、私のイメージする計画という言葉だと、望ましい状態を能動的につくり出す、知的な営みというような印象があるのですね。そう

すると、何か政策によってトレンドを変えなければいけないものに関しては、単に概想して計画の面積をつくるというのではない側面もあっていいような気がするのですね。もちろんそれでしかできないいろいろな制約があるものもあるかもしれませんが、特に感じるのが、住宅の面積、先ほども話題になった、1人で住もう方が増えてくる。それもおそらく高齢の方が1人で1世帯ということになるという予測なのですが、そのことって、社会にとっても個人の幸せの観点からも問題が大きいのではないかと思うのですね。まずエネルギーの消費とか、二酸化炭素の放出などにしても、一軒一軒、1人ずつ家を持つとしたら、その分おそらくむだになる分もあると思いますし、いろいろな災害などのときのリストとかもありますし、社会にとってもそれほど望ましいことではないと思いますし、人間は社会的な動物ですので、社会関係の中で幸せが保障されるという面が大きいものですから、ひとり住まいのお年寄りというイメージを前提にしてしまうと、とても暗い社会を想像しなければならないような気がするのですが、もちろん血縁家族ということに関してはもう人数が減らざるを得ないのですけれども、既におそらく擬似家族的に一緒に生活を、プライバシーは守りながら、だけれども、ある生活の営みの中で共有できるところは共有するというようなグループで住むというような実践をされている方もいらっしゃるようですし、単独世帯をそれほど増やしてしまわないような政策というのがきっと重要だと思いますし、そうしたら住宅や住宅地をあまりむだにせず、エネルギーや環境の観点から見ても望ましい社会になるのではないかなと思いました。

【委員長】 はい、どうぞ。

【事務局】 政策要因、私の説明がちょっと単純過ぎました。過去からの推移を概想して将来をプロジェクトするというものを基本としているものもあれば、委員がおっしゃるように、例えば農地ですと、これは食料・農業・農村基本計画の中でもそのような考え方がなされておりますけれども、このままのトレンドでいけば、今お示ししている目標以上に農地が減ってしまう可能性がある。しかしながら、まさに今、一生懸命議論しております農地政策ですとかそういうことが功を奏して、耕作放棄地の発生を抑制、あるいは既に耕作放棄されたものも少しはまた戻すというふうな政策を打つことによって、トレンドよりは農地の減少が少なくて済むというロジックを、まさにこの国土利用計画でもやってございます。

あるいは工業用地につきましても、これも経産省とのいろいろな相談の中で、今度施行いたします企業立地促進法の政策効果も見込んで、わずかではありますけれども、反転させ

て増加させたいという意図を込めております。

他方、マーケットメカニズムでいかんともしがたい部分ですとか、これは自然現象と類似と言うのも語弊がありますけれども、トレンドを概想するという部分を中心にせざるを得ないものもあるかと思えます。

住宅につきましては、やはりデモグラフィックな将来推計というのは、これまでの経験でもかなり確度が高い部分があるものですから、それを基本としているということは、これは否めません。委員がご指摘の、住まい方の部分で、当然問題はあるとは思いますが、ちょっと私どもの政策の範囲を超えてしまうのかなということでございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

【委員】 多分、同じようなことを言っているのだと思いますが、国民的経営ということと人口の問題について意見を述べます。人口の予測値では地方都市の6,000万に対して三大都市圏が6,400万人である。これはかつての地方都市と三大都市圏の人口の比率が置きかわってしまって、どんどん拡大していく、そういうトレンドを前提とした上での話なのだろうと思う。しかし、21ページの市街地面積の推移等のデータをベースにした場合、国民的経営というものがどうなっていくのかというのがなかなか見えにくい。

例えば、国勢調査のD I Dの面積の状況を見ると、三大都市圏はD I Dが連檐して広域にあるわけです。一番集中しているのは東京圏ですが、ほかの地域、地方圏になりますと、D I Dは島状に、小規模なものがぽつぽつとあるだけです。こういう状況をベースにして、国民的経営というのには強い違和感があります。

森林と農地の間には大きな違いがあって、森林もかなり問題を含んでいると思いますが、森林は多分、1年とか5年とかいう単位で管理の手を入れていけば何とかなるのだけど、農地というのは、1週間の問題であったり、1月の問題であったりするのです。そういう意味で、農地と森林の管理というのは基本的に違う。そういう意味で、農地を管理する人たちがどういう場所にいないといけないかということ、農地により近いところにいると、実質的な管理はできないのです。そうすると、こういう人口配置や地域の都市形成等を今後どうしていくのかというのは、国土利用計画の非常に大きな課題であると思う。

確かに今おっしゃったように、政策的にどこまでいじれるのかということはあるかと思えますが、この中で、これらにどういうスタンスで触れるのかというのは、大きな問題ではないかと思えます。そういう意味で、21ページのデータは問題点が見えにくい資料だ

と思います。

それから、少し私の関係する農地でいいますと、3ページの耕作放棄地の面積も、注意して見ないと、耕作放棄地の増加面積が減っているからいいではないかというふうに読めてしまう。しかし、耕作放棄地面積は毎年こういう形で増えているわけです。これは年間の増加量ですよ。ストックとしては、今、多分40万ha位になっていると思いますが、何年かして原野や森林になっていく。そういう質の土地をこのように同じ形で並べてしまうと、問題の本質が見えにくくなるという気がしています。

【委員長】 どうでしょうか。今のお話は、どちらかというと、実は後でご紹介いただきます国土形成計画のほうでさまざまな考え方、あるいは施策につながるような方針が打ち出されておりまして、おそらくそちらを読んでいただいたほうが、私は適切にご判断いただけるのかなと思っております。国土利用計画の中だけでそれをすべて読み取るということは、なかなか私は難しいのではないかなと、思っているところです。

ですから、今回の国土形成計画と国土利用計画は一体的につくるというのが基本的な目標ですから、一体的に読んでいただいて、農業、農村のあり方を含めた国土形成計画の記述とこの数字との関係を全体で見ていただくのが一番いいかなというのが、私の個人的な感想ですけど、事務局から何かありましたらお願いします。

【事務局】 国土形成計画につきましては、先ほど申しましたように、後半でご紹介したいと思います。

委員のお話につきまして、私の理解を申し上げますと、DID地区面積、あるいはそこに住んでいる居住者のマスとしての量、それから農地、その農地の近さみたいなところというのは、いわば国土利用をとらまえるときのセンサーのスケールと非常に大きく関係してくるのかなと考えております。何でもかんでも指標で片づけるのも難しいのですけれども、国土利用をどうとらまえていくか、それは全国的な視点でとらまえるセンサー、それからもっと市町村的な視点でとらまえるセンサーのあり方、いろいろあると思います。そこは、まさに指標の議論ですとか都道府県計画、市町村計画の策定の促進という作業の中で、今後とも勉強していかなければいけない課題かなと考えております。

耕作放棄地の表象につきましても、委員がおっしゃるとおりでございまして、フローともストックともつかない概念が耕作放棄地なものですから、それもありまして、私どもいろいろ議論して検討もしてみたのですが、耕作放棄地という地目の設定というのは非常に難しいということでございます。これもいろいろな国土利用のとらまえ方ができるし、ど

のようにすべきなのかということを引き続き一生懸命勉強していかなければいけないと思っております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

どうぞ。

【委員】 私は、あんまり中身について今からどうこう言うつもりはないのですけれども、この国土利用計画と、それから国土形成計画が、このような形で並列されて策定されるようになったという経緯は、おそらくこれを策定して運用していくとだれにもわからなくなってくるので、なぜこの二つが存在しているのかということ、過去の経緯ではなくて、それぞれの役割分担という形で明確に示していくことがどうしても必要ではないかと思うのですね。

そうなったときに、今まで出ているように、国土利用計画の中で、本来はビジョン的なものを書くのではなくて、それは国土形成計画の中のビジョンとして書くのだと。そして一方で、そのビジョンを実現するという事の中で、さまざまな部門計画との関連性で長期的な傾向をそれらの施策も考え合わせながらフィジカルに見ていくと、このような国土の利用の展開の仕方というのがあり得るのだというふうな、そういう即地的な情報として、計画として示していくというのが国土利用計画だというふうな、そういう整理されたものが、もうそろそろあってしかるべきだと思うのですけれども、結局これを見ると、国土利用計画の報告の要点というのが1枚紙であると。それで、国土形成計画に関する計画部会報告の目次構成というのがこれ1枚紙であると。すると、この二つの間はどう関係しているのだというところが、これはやはり、それはそっちですと今簡単におっしゃったけども、それはやはりみんな見えないですよ。ですから、その関係をやはりきちんとするという、もう一つ、この二つを束ねるやはり全体像を示すものというのが必要なのではないかと思うのですね。

そういう中で、例えば国土形成計画は東アジアとの連携をうたっていると。だけど国土利用計画は、どっちかという国内の土地利用配分のような議論にかなり集中しているというふうなことも、なぜそうなのかということ、を仮に素朴に疑問に思ったときに、そういうふうなことが関係としてわかるという形にやっぱりしたほうが、私はいいのではないかと思うのですけど。

【委員長】 それは重要なお指摘ですね。せっかく両計画を一体的につくるということで、現段階ではそれぞれつくってしまうという状況にありますから、できた段階で、それ

を全体としてどのように説明していくかということですね。

【委員】 だから法律をつくったときの経緯とかそういうことと関係なく、説明するしかないわけだから、そこはやはりきちんと理屈で体系づけないと、経緯で並んでいますよというのでは社会に対しての説明にならないと思うのですね。

せっかく話を始めましたので、もう一つ申し上げますと、これは私、何度も申しているのですが、これからのテーマは、市町村国土利用計画というのが、これが役に立つものになるのかならないのかですね。これがほんとうにうまくいくかどうかの鍵だと思うのですよ。そうでなければ、また元の木阿弥なので。

私は、やはり新しい状況認識をとらえて、例えば市町村合併みたいなので、今、全国の市町村の数が減っていますよね。その一方で、それぞれわりと均質な、市街地を中心とした市と、それから農山漁村を中心とした町村みたいなのがあって、それでそれぞれが、どちらかという国交省寄りの政策をやったり、経産省寄りの政策をやったり、農水省寄りの政策をやったりと、こういう形で分かれているし、法律も都市計画法、農振法というふうな、そういう形のものが個別に議論されてきたわけですけども、そういう中で、例えば中心となる市街地と、それからその周辺に広大な農山漁村を抱えて、そしてそれらはポジティブに見れば一種の環境資源という見方もできるし、しかしネガティブに見れば、限界集落の問題だとか、荒廃の問題とか、人口減少の問題を抱えているという中で、それらをどうやってうまくつなぎ合わせることによって、新しい地域の方向性をそこで見出していくかというようなことで、今、統合自治体の首長さんだって悩んでおられるわけだから、そういうときに、ぜひこの国土利用計画をお役に立ててくださいというふうな、むしろ積極的なPRの仕方をしないと、これから考えますという程度の消極的な対応では、多分、市町村計画はやはり皆さんにあまり使ってもらえるようなものにならないと思いますね。そういうところは、少し考えていただきたいと思います。

【委員長】 それについては、先ほどご紹介いただいたように考えていますので、もう一度お願いいたします。

【事務局】 これから考えていかなければいけないのはもちろんなのですが、これまでいろいろ事例を把握している中で、状況によっては、国土利用計画（市町村計画）を活用して全体像を書き、かつその実効性を担保するために条例を制定して、そのほか都市計画制度等々も絡めながら、いろいろ運用しておられるところもありますので、そういうところをよく勉強しながら、ぜひ積極的にPRしてまいりたいと考えております。

それから、最初の点の両計画との関係につきまして、委員長からもおっしゃっていただきましたように、どういうふうな関係にあるかというのをわかりやすく説明できるような説明ぶりを工夫してまいりたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。特に委員が後半おっしゃったことは前回のご議論でもありましたので、それをどうするかということをよくお願いいたします。

【委員】 私もさきほどの話を聞いて、ただ勉強するとかというので、もう少し積極的に、役に立つという特徴を明確にしていってほしいということです。

【委員長】 それは事務局で集めた事例がかなりあるので、積極的に地方公共団体に情報として流すということをおっしゃっていただいたので、その方向でぜひやっていただきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 遅れて失礼いたしました。

本文にもまとめにも、「災害に配慮した国土利用への誘導等」というのが繰り返し出てまいります。私、非常にこれはいいと思うのですが、質問なのですけれども、この誘導というのは、どのぐらいの長期の時間スケールを視野に入れた言葉で使われているのかということですね。この計画の10年間なのか、いや、その10年ではなかなか国土利用への誘導というのは実現しないとしたら、その後も引き継がれていくことを想定して施策を打ち出していき、あるいは長期的な土地利用計画をつくるのか、そういう意味も含んでいるのかどうかという点について教えてください。

【事務局】 ありがとうございます。すべからく、この国土利用計画の目標年次はおおむね10年後でありますけれども、その間で、国土利用に関してやるべきこと、措置の概要ということで記述しております。

ただその中で、その10年間で望ましい国土利用の姿に持っていくということでは必ずしもなくて、より長いスパンでの将来を見据えながら、当面10年やるべきことを記述しているという考え方でございます。特に、災害を考慮した土地利用をだんだん再編成していくというふうな問題になりますと、例えば世代交代とかそういうことも絡めながら考えていかなければいけないし、それから個人の財産権の問題、これは国土計画と違う観点で非常に時間の要する大きな議論でございますので、長いスパンでやっていかなければいけない。しかし、できることを、あしたからやるべきこともあるということで考えております。

【委員】　　そういう趣旨が一番細かいレベルの文書にでも残っているといいかなと少し思いましたものですから、今となってはもうあれかもしれませんが、議事録に残ればいいです。はい、ありがとうございます。

【事務局】　　いろいろ説明する段階で、気をつけてまいりたいと思います。

【委員長】　　ほかに何かございますか。どうぞ。

【委員】　　全体について異論はございませんけれども、一つ、文言というか用語の使い方ちょっとご質問したいのですけれども、参考資料1-2の1ページの一番最後ですね、「このような地域の主体的な取組を促進」と書いてありますね。それから、資料1のほうの4ページの(ウ)の最後に、「また、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である」と書いてありますが、この地域の主体性というのはどう考えればいいのですか。大体イメージはわくのですけれども、例えば5ページにあるこの「国土の国民的経営」というのは、用語として、あるいは言葉としてわかるのですけれども、地方に主体性があるとかないとかというのは、こういうことというのはどうなのでしょう。

だから、もっと言えば、国土利用なり、あるいは地域の利用に対して、地域住民が主体的に参画していく、あるいは積極的に参画していくという、そういう意味合いが込められているはずだと私は思うのですけれども、そうなった場合に、この地域の主体性というか、地域の主体的な取り組みと言うよりも、むしろ地域の住民なり、そういったもう少し具体的な文言を盛り込んだほうが、一般の方々が読んでいる場合にはわかりやすいような感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】　　ここの、私どもが書き手としてこめている意味は、地域の住民というよりも、むしろある例えば市町村なら市町村の土地マネジメント部局が中心となった政策部局を考えております。すなわち、それこそ土地利用関係手法が地方分権化されるということ、あるいは地域の人たちの方が自分たちの土地に対していろいろと関心・愛着を持ってものを申すし、自分たちもいろいろ関与していくというふうな状況が見られる中で、それこそ地域の実状に即して、地域Aではある手法が通用するけれども、同じ市内のある地域では通用しないとかいうふうな状況も出てきているようなことを考えますと、全国一律な方式ではなくて、まさに地域で、その意味ではいろいろな地域の人たちとも相談しながら、その地域のそれぞれの独自の回答を見つけていっていただきたいという趣旨でございます。

【委員】　　お話しになっていることはよく理解できるのですけれども、文言というか、用語の使い方として、この「地域の主体的」云々かんぬんというのは、どうなのでしょう。

ね、私はちょっとこれ、というのも、我々の分野でも、かつてオイルショックがありまして、あの後、地域林業政策というのが林野庁から出されたのですが、あの場合も、地域の主体性であるとか、地域の主体的な取り組みであるとか、そういった言葉がかなり出てきたんですけども、我々、果たして、では、その地域的な取り組みとか地域の主体性というのが具体的に何をどう言っているのかという、そのあたりがなかなか見えてこないねという、そういうのがあったものですから、その言葉遣いです。中身のご説明については、よく私はわかるつもりですけども。ですから、訂正してくれとかそういうことではなくて、少し気にかかったということです。

【事務局】 ありがとうございます。このあたりは、わかりやすく具体的に説明していかなければいけない部分だと思いますので、今後、いろいろ説明していく段階で工夫してまいりたいと思います。

【委員長】 ご意見としてうけたまわるといことで、よろしいでしょうか。
ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 本文ではなく、参考資料1-4の4ページの下の方に、「企業の活動状況の調査」、それから「社会的評価手法の開発」とありますが、企業と一口に言っても、大企業から中小企業まであって千差万別だと思います。評価の手法はいろいろあると思いますが、規模によっては、やりたくてもそういう良いことがなかなかできない、中小企業としては地道にこういうことしかできないということもあると思います。評価手法の開発は大事だと思いますが、小規模な企業でも取り組めるというような実例を、広く公表して頂くことをお願いしたいと思います。

【事務局】 わかりました。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もう一つ議題がありまして、もしこの資料1を中心として、我々これまで議論してきた中身を、国土利用計画（全国計画）としてまとめさせていただいたこのことについては、審議を締めくくりたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【委員長】 当委員会から計画部会へ、本日いただいた資料1の内容に即してご報告するというにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいたいと思います。

事務局においては、本日、いろいろご意見いただきました。このご意見については、特に、前回の委員会でもそうだったのですが、今後、新たな局面を迎える土地利用の面で、今回立てた国土利用計画（全国計画）の次のステップに乗せるための作業が必要であるというご意見をかなりいただいておりますので、次の段階にステップアップするための作業を、ぜひ本日の委員の意見をベースに、特に議事録にしっかりまとめていただいで対応していただくようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、今後のスケジュールについて、事務局より簡単にご説明をお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。次回の計画部会が11月27日に予定されておりました、ここで当専門委員会の調査・審議の結果をご報告いただきたいと思います。

【委員長】 それでは、ただいまおまとめいただきました国土利用計画（全国計画）に関する報告を、当専門委員会からの報告として、私から計画部会に報告させていただきます。ありがとうございます。

それでは続きまして、事務局より国土形成計画（全国計画）の検討状況について報告をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、参考資料2-1をおとりください。それから、参考資料2-2、2-3、2-4をおとりくださいませ。参考資料2-1関係は、先日の計画部会で報告された資料でございまして、これを用いまして、現在のおおむねの姿が見えてまいりました国土形成計画をご報告させていただきたいと思います。当委員会でいろいろご熱心に審議いただきました内容につきましても、大変多くのものが反映されているとっております、そういうふうな趣旨で委員の皆様方にご報告させていただきたいと思います。

資料2-1が本文でございまして、ごらんのように大変大部なものでございまして、まずは参考資料2-2で概略を見ていただいた上で本文に戻りまして、特に関係するところについて、個別にご紹介してまいりたいと思います。

ちなみに、参考資料2-3のA3の資料は、私どもがよくつくる形式ですけども、全体の構造を示しているものでございまして、参考にしてくださいませ。それから参考資料2-4というのは、大部な資料をいわばミニチュア版ということで作成したものでございまして、そういうふうなことでご利用いただければと思います。参考資料2-2は、ある程度それをデフォルメして、要点を拡大してご紹介しているものでございまして、まずはこ

の参考資料2-2で概略をお示ししたいと思います。

まず第1ページでありますけれども、検討に当たりまして、特に留意した事項、これをまずご紹介したほうがよろしいかと思えます。第1が、人口減少が国の衰退につながらない国土づくり。特に人口減少化における初めての国土計画であるということ。それから、東アジアの中での各地域の独自性の発揮。空間的な視野を東アジアまで広げる。それから、地域づくりに向けた地域力の結集。これが多様な民間主体を担い手として位置づけるということ。それから「新たな公」でございます。それから四つ目が、多様で自立的な広域ブロックから成る国土。これが広域ブロックを単位とする自立的圏域の形成ということと、私ども人々の圏域意識の拡大を目指していくということでございます。

右側に、「はじめに」から目次がございますけれども、3部構成でございます。第1部が計画の基本的考え方、これがいわば骨になるものでございまして、第2部がそれを今度は分野別に記述しているもの、第3部が今度は広域地方計画—これも後ほど簡単にご紹介しますけれども—に対して送るメッセージであります。

開いていただきまして、2ページで、まずは状況認識としまして、時代の潮流と国土政策上の課題であります。経済社会情勢の大転換、それから国民の価値観の変化・多様化、それから国土をめぐる状況ということであります。特に国民の価値観の変化・多様化につきましては、安全・安心、環境や美しさ、あるいはライフスタイル等々につきまして、当委員会でも熱心な議論をしていただいたことがございます。それから、国土をめぐる状況といたしましても、ここでは文字になかなか出てきておりませんが、それこそ国土の管理の状況ですとかいうことを議論していただきましたけれども、そのようなことも含めて、ここに記述してございます。

それから、3ページにまいりますと新しい国土像でありまして、これはいわば本計画の顔になるわけでありまして、2本柱でありまして、この紫色の左上にありますように、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土」、それから「美しく、暮らしやすい国土」、2本柱であります。ここに広域ブロックの図がかいてありますけれども、このような広域ブロックがいかに自立的に発展していくかということの主眼に置いた新しい国土像をここで描いております。

薄黄色の四角で、広域ブロックそれぞれが交流・連携して、相乗効果によって活力ある国土を形成していく一方で、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を再構築していくということ。ブロックの外側に向かって交流・連携を促進していく、それから内側

でも交流・連携を促進していき、相互依存、それから補完関係を強めていくという方向性を出しております。このような国土を目指すことで、2本柱の国土像を目指していくということと、右下の点線の箱ですけども、そういうふうなツール、あるいはそのための装置として広域地方計画というのをこれからつくって運用していくということが、今回の新しい特徴でございます。

4ページにまいりますと、そのような新しい国土像を実現するための五つの戦略的目標というものをここで掲げております。上の橙色のグループは、いわばダイナミックなイメージがありまして、シームレスアジアの形成ということで、広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいくという方向性を実現していくための戦略であります。

それから、その隣の持続可能な地域の形成ということで、産業論、あるいは地域整備論などがここで記述されております。その中で、特に美しく暮らしやすい農山漁村の形成、中山間地域の役割の再認識というあたりにつきましては、当委員会の議論と大変近い部分がございます。

それから緑のグループですけども、災害に強いしなやかな国土の形成、ここでは、委員からもお話がありましたように、当委員会でもここで災害に強い国土利用への誘導というふうなことなども含め議論がなされたところでございます。

それから、美しい国土の管理と継承ですが、ここはいわば当委員会からのインプットがほとんど大層を占める部分でございまして、ごらんのような事項を記述してございます。

それから、この四つの戦略目標をいわば共通に担ぐ目標といたしまして、今回、目玉として打ち出しております「新たな公」を基軸とする地域づくりということで、多様な主体の参画、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげるというふうなことを掲げてございます。

5ページにまいりますと、今度は第2部でございます。4ページ以前が全体の方向性でありますけれども、今度は分野別施策の基本的方向ということで、順番に記述してございます。第1章は地域整備論でありまして、ここに美しく暮らしやすい農山漁村、あるいは農山漁村と都市の共生・対流といったところが記述してあります。それから第2章が産業論でありまして、農林水産業の展開ということも当委員会で熱心に議論していただきました。それから3章、4章がありまして、次のページ、5章にまいりますと、6ページですが、防災の関係、それから6章国土資源及び海域の利用と保全、ここがまたこのような切

り口で、当委員会からのインプットが大層を占めるパートになってございます。それから第7章が環境保全及び景観形成ということで、ここもいわば当委員会が担っている章になってございます。そういうものを共通的に貫く章としまして、「新たな公」による地域づくりということで、団塊の世代への期待と長期継続のための若年層の参加ですとか、あるいは地縁型コミュニティの再生・活性化とか、このようなことを記述して、これからの国土管理の一つの大事な主体として打ち出しているところでございます。これは先ほど委員長からのお話もありまして、大変、関連の深いところかと思えます。

それから、7ページにまいりますと、3部でありまして、6ページ以前で計画内容をご紹介したわけでありまして、これはいわば国全体の、国土全体のありようの方向性を示しているものでありまして、必ずしも個別・具体的な施策を記述しているものではないです。それは、今回は実はこのような広域地方計画という場を活用しまして、各ブロックで議論して作り出していただくということが今回のメカニズムの大変重要なところであり、かつ新しいところでもあります。

一つが、このような六角形の広域地方計画協議会、これは法律に基づきまして、全国計画が作成された後、立ち上がりまして、広域地方計画を策定して、さらにその推進母体になっていくというものでございます。構成員としましては、都府県・政令市、それから地元経済界、それから区域内市町村、それから学識経験者等々、地域住民の意見というものが構成要員となりまして、国の地方行政機関も当然参加しまして、国土交通省がこういうふうな協議会のいわば事務局としていろいろ作業するという仕組みになってございます。

右側の点線の茶色の中で広域地方計画の意義と役割を簡単にご紹介しておりますけれども、地域の実情に即した将来像を定める、それから具体的な施策を記述する、それから協議会の議を経て国土交通大臣が決定するという方式、それから国の支分部局、地方公共団体等々が協働しながらビジョンづくりに取り組むということで、長期的な方針・目標を共有化していくというふうな役割が期待されております。

それで、最後にめくっていただきまして、8ページですけれども、「おわりに」ということで、このような国土形成計画の実現に向けて大変重要なことが、一つは圏域意識の改変であります。東アジアの中で物を考えてまいりましょうということ、それから国際競争力のユニットを、都道府県ではなくて広域ブロック単位に拡大していこうではないかということ、それから一つは人口減少化の中での都市的サービスの向上を市町村だけで担うのではなく、むしろ広域の生活圏で高めていこうではないかという方向性でございます。

それから、一つ格差の懸念が出てきておりますけれども、各地域に対する十分な目配り、それから未来を切り開く地域戦略を共有していくことが必要であるということと、そのときに、国内のパイのとり合いではなくて、アジアの繁栄を各地域にいかに取り入れていくかということ、これが大事であると。それから高齢化社会に対応する地域社会を実現していく、さらに新たな地域づくりと地球環境に対応した社会の追究を果たしていくということ、それから、広域地方計画が、そういうふうな具体化に向けた地域づくりの検討の舞台であるということで、地域力をぜひ結集して、その実践に当たっていかうではないかと言うことでございます。

スローガンとして、「アジアの未来へ！ 地域は個性を！」というふうなことで締めくくってございます。

これが、国土形成計画の百三十数ページのドキュメントのいわばメッセージの根幹でございます。これを申し上げた上で、分厚いほうにちょっと移っていただきまして、当委員会の議論と関係の深いページをかいつまんでご紹介してまいりたいと思います。到底、詳細にご紹介する時間がございませんので、ぜひお時間のあるときにまたお読みいただければと思います。

机の上に、資料番号をつけずに、「持続可能な国土管理専門委員会中間報告（概要）」という紙を置いておりまして、お手元にありますでしょうか。随分前にこのような資料をつくりまして、委員の皆様にも見ていただいたものでございまして、いわばこういう議論をしましたねというふうなことを思い出すためのよすがとして、少し抜粋しておつけした次第でございます。これについて、もちろん今ご説明するものではございませんけれども、少し思い出すためのよすがとして見ていただければと思います。

分厚いほうに戻りまして、例えば4ページをお開きいただきますと、下のほうに、国民の価値観の変化・多様化、このあたりがございまして。それから5ページにまいりますと、ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長、5ページの末尾に、NPO、企業など多様な主体が担う、あるいは個人、企業等の社会への問題意識、それから地域の活性化や国土の管理など、国土づくりを担う新しい主体の育成につなげるべきであるということで、委員のお話ともつながってくるのかなということでございます。

7ページにまいりますと、人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性ということで、国土管理水準の低下ですとかいうふうな議論を熱心に議論していただきまして、そのようなことも踏まえて、このような章が成り立っております。真ん中ぐらいに、

「自然との調和や防災等の観点からも、現時点で改めて見ると改善の必要が生じているものもある」と、わりとマイルドな書き方で、もう少し激しい議論をしていただいたような気がしますけれども、このようなところに盛り込まれております。それから、国土のひずみの解消や質の向上というふうな方向性を記述してございます。

先に進んでいただきまして、冒頭の、頭の部分の基本的な方向性の部分でございます、17ページを見ていただきますと、持続可能で暮らしやすい都市圏の形成という箱がありまして、一番下に、集約型都市構造への転換による国土の効率的利用ということで、当委員会の議論と共通するものがございます。

それから、しばらく都市論、都市圏論がございまして、20ページを見ていただきますと、今度は農山漁村、それから農林水産業論であります。農山漁村のありようについてここで記述しておりまして、下から5、6行目に、「過疎化、高齢化の進展や地域産業の低迷等により農山漁村の活力は全般的に低下している」ですとか、その一方で、「意欲的な企業や若者の農林水産業への新規参入の促進」など、このようなことを記述してございます。

21ページにまいりますと、上から5行目ぐらいで、農林水産業においては、世界的な人口増加云々というふうな問題意識ですとか、「世界の食料や木材需給に関する不確定要件が顕在化している状況」の中で、「我が国の食料供給を高めるとともに、森林の適正な整備を通じて」云々ということで、農業のありよう、それから林業のありよう、それから水産業のありようをここで記述してございます。このあたりも、当委員会の議論と非常に近い内容を盛り込んだところであろうかと思えます。

23ページにまいりますと、今度は災害に強いしなやかな国土ということで、地球温暖化により海面上昇や豪雨等が増加する可能性とか、あるいは一方で地縁型のコミュニティの弱体化というふうな問題意識を記述した上で、(1)の減災の観点も重視した災害対策の推進ということで、ハード、ソフト一体となった災害対策の取り組みですとか、ハザードマップの整備・普及ですとか、それから24ページにまいりまして、災害に強い国土構造への再構築ということで、土地利用の整序・集約化、あるいは国土構造の再構築ということがございます。

それから、第4節で美しい国土の管理と継承、これは当委員会のいわば独擅場でございます、議論の大層がここで盛り込まれているのかなと考えております。

25ページにまいりまして、循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成で、括弧書きで人間活動と自然のプロセスが調和した物質循環の構築、国土資源の適切な管理、一

番末尾に森林や農用地の適切な管理を促進し云々というふうなことでございます。

26ページにまいりまして、生態系、それから流域論、それから海域の適切な利用と保全、27ページにまいりまして、国土の国民的経営、それからランドスケープなどがございます。

28ページにまいりますと、国土の国民的経営の取り組みの展開ということで、国民一人一人が美しい国土の管理と継承の一翼を担うと、それから「新たな公」を基軸とする地域づくりということで、必ずしもこのようなワーディングは、私ども委員会では議論はしていただきませんでしたけれども、発想といいますか考え方は非常に共通するものがここで述べられておりまして、28ページの下の方で、「多様な主体が協働し、従来の公の領域に加え」云々と、それで「公共的価値を含む私の領域や、公と私の中間的な領域に」云々ということで、「新たな公」の考え方が記述されてございます。

以上が1部の議論でございます。

それから、しばらくまいりまして、今度は第2部になります。36ページからが第2部でありまして、「分野別施策の基本的方向」ということで、まずは地域整備論でございます。地域整備論がまず住宅や都市から始まりまして、38ページを見ていただきますと、良好な景観の形成と水・緑豊かな環境の整備というコーナーがございます。

それからちょっと飛びまして、41ページを見ていただきますと、集約型都市構造への転換に向けた取り組みの促進ということで、この括弧書きの上から4行目ぐらいに、「土地利用の整序・集約を図りながら都市機能の効率を高めるため、郊外における都市開発を抑制し」、「低未利用地の有効利用を図る」と。あるいは、「市街地の無秩序な縮退への対応と自然・田園環境再生について検討していく」云々というふうな記述がございます。

それから、43ページにまいりますと、環境問題・都市型災害に対する取り組みの推進、それから美しく暮らしやすい農山漁村の形成でございます。

先に進んでいただきまして、ここもかなり当委員会からのインプットで構成されております。44ページが快適で安全な暮らしと美しい農山漁村の実現、45ページには中山間地域の役割についても記述してございます。

農山漁村論がしばらくありまして、50ページあたりに条件不利地域の記述がございます。

大分先に進んでいただきまして、56ページを見ていただきますと、農林水産業の展開ということで、ここも私どもの意見、議論が大変繁栄されているところでございます。食

料の安定供給、それから57ページに望ましい農業構造の確立と農業の競争力強化。農業論ということは当委員会ではそれほど正面から議論はなされませんでした。農用地の管理の主体という観点から、農業、林業についてかなり突っ込んで、委員にもお世話になって、現地調査にもまいった次第でございます。

それから58ページ、それから59ページには、林業・木材産業の再生による云々ということで、林業・木材産業の一体的再生、このあたりも大変突っ込んだ議論がなされた経緯がございます。

60ページにまいりまして、やはり木材利用の推進ということ、それから先に進んでいただきまして、もちろん文化の話も議論はなされておりますけれども、さらに先に進んでいただきまして、86ページをお開きいただきますと、防災であります。柱書きの末尾のほうには、「被害を最小限にする減災の考え方を重視」ということ、減災の考え方についても、当委員会で議論がなされました。

それから、少し先に進んでいただきまして、89ページを見ていただきますと、災害に強い国土空間の形成ということで、「人口の減少によって更に増加が見込まれる余裕空間を有効活用する」というふうな考え方を示しておりますのと、「災害に強い地域づくりのビジョンの作成等を通じて国土の空間・機能の配置を見直していく」というふうな議論もなされました。

災害リスクを減少させる国土利用ということで、90ページにまいりまして、例えば上から5行目で「災害の危険性のある区域の人口や資産を安全な地域へ誘導させる」とか、あるいは「海面上昇によるリスク増大要因も考慮しながら」「国土利用を誘導する」というふうな記述がございます。

それから、91ページには、風水害・豪雪・高潮対策の中で、気候変動に伴う災害激甚化の懸念等新たな課題への対応ということで、温室効果ガスの対策ですとか、それから当委員会でも議論いたしました適応策、アダプティブ・マネジメントについてもここで盛り込まれてございます。

しばらく飛びまして、94ページをお開きいただきますと、国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策ということで、これもいわば当委員会の独壇場であります。問題意識といたしまして、我が国では、いろいろ国土を使いながら保全してきたと。しかしながら、記録的な豪雨による浸水被害の多発化、それから担い手の高齢化などによる耕作放棄地の増加、森林所有者の意欲の低下などによる森林の手入れ不足など、国土資源の利

用と保全をめぐる状況の悪化が見られると。柱書きの頭のところですけども、こういうことなので、国土資源をしっかりと管理していく必要があるし、その一貫として、国土の国民的経営というものを打ち出していく必要があるというふうな問題意識をこの94ページの柱書きで述べております。

その上で、流域圏の問題、それから95ページに水循環の問題、それから96ページにまいりますと、水資源の効率的利用と良好な水質の確保、それからここには閉鎖性水域の問題なども記述してございます。

それから96ページの末尾には、多様な主体による流域連携の推進、それから97ページにまいりますと、総合的な土砂管理の取り組み、これも当委員会で熱心な議論をしていただきました。それから、98、99ページと水関係が続いております。

100ページをお開きいただきますと、再び森林でありまして、次世代に引き継ぐ美しい森林というのが100ページにございます。多様で健全な森林の整備と国土の保全、それから101ページに、その森林の林業の方向性ということで、低コストで効率の高い取り組みを行っていく、あるいは国民との協働による森林づくりという記述がございます。

102ページにまいりますと、今度は農用地の利用の増進ということで、一つは優良農地の確保をするために、所有から利用への考え方に立ちまして、担い手の農地の面的集積を促進するという方向性、一方で、例えば優良農地の確保に加えまして、(1)の下から五、六行目ぐらいですが、優良農地の確保に加えて、付加価値型・集約型農業云々、それから粗放的な管理の議論も委員会でなされました。一方で、優良農地を確保する、それからその周辺に粗放的な管理、市民農園なども含めいろいろな方式で農地を保全していくんだという考え方がここで記述されてございます。

それから(2)で、農用地の保全向上ということで、102ページの一番末尾ぐらいから、「水田はため池や農業用排水路と併せて水のネットワークを形成し」云々というふうなことで、このような議論もなされたこととございます。

103ページから104ページにかけては、海域の利用と保全ということで、海域の記述を盛り込んでおります。105ページにまいりますと、国土の国民的経営に向けた施策展開ということで、このページの上から2つ目のパラの末尾を見ていただきますと、「所有者による管理を包含した新たな管理の仕組みを構築していく」ということで、このようなことも受けまして、先ほどご紹介しました国民的経営のあの雲の部分をはたして刺激するかどうかというふうなところを考えてまいりたいということとあります。

多様な活動者への支援、それから106ページにまいりまして、参加手法の多様化の上には、参加者の知識や技術レベルに応じた多段階の育成システムとかコーディネーターの確保というふうなことを記述してございます。このような議論も熱心にしていただいた経緯がございまして。それから所有者の適切な管理に向けた条件整備。

それから107ページにまいりまして、環境保全及び景観形成に関する基本的な施策、ここも当委員会のいわば独壇場であります。第1節人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築という記述がございまして。それで地球温暖化防止の推進ということ。それから108ページにまいりまして、この節を立てて、物質循環の確保と循環型社会の形成、109ページにまいりまして、循環資源等の適切な、いわば3Rについての議論が盛り込まれてございます。

それから、111ページを見ていただきますと、健全な生態系の維持・形成ということで、エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生という記述がございまして。これも熱心な議論をいただいたところでございます。111ページの末尾には、外来生物の侵入防止ですとか、野生鳥獣による被害など人と鳥獣のあつれき防止の観点から云々というふうな記述も盛り込んでおります。

113ページにまいりますと、これも熱心な議論をいただきました、健全でうるおいのあるランドスケープの形成ということで、ランドスケープのコンセプトをここで明確に盛り込むことができました。

それから115ページは、先ほどもちょっと触れました「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策ということで、当委員会からの直接のインプットではありませんけれども、非常に共通する部分が多い章がここにございまして。

これで大体2部が終わりまして、121ページ、第3部でありますけれども、「広域地方計画の策定・推進」、これは広域地方計画かくあるべしというふうなことを、国の全国計画の立場から述べている章でありますけれども、末尾のほうの130ページ、あるいは131ページには、これは全国共通の課題に対するブロック独自の対応策の一つの要素としてエコロジカル・ネットワークを形成、あるいは④の少し上に、「地球温暖化対策、循環型社会の構築などについても広域的な連携の下に取り組んでいく」というふうなことで記述が盛り込まれてございます。

大変、冗長ですみませんが、以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

時間がかかり限られてきましたが、ただいまご紹介いただきましたように、我々専門委員会の検討内容がかなり今回の国土形成計画の中身に盛り込まれまして、従来の国土計画との違いを明確に、むしろ我々の専門委員会の内容を組み込むことによって実現できたと考えているところでございます。皆様のご協力、ほんとうに感謝したいと思います。

報告でございますけど、何か質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 報告なので、質問という委員長のお話でしたけど、ちょっと意見が一つだけ、簡単なこと、細かいことでありまして、本文はとてもよく書いていただいているとは思いますが、特に地球温暖化の関係で、先ほどご説明ありましたように、適応策というのがかなりのところに書かれています。それを本日の資料2-4に概要ということでまとめているのですが、それを見るとおそらく、私が今、気がついた範囲でいうと、高潮のところだけ適応策というところが概要に取り入れられていると思います。それで本文のほうを見ると、いろいろなところに入っているのですが、実は適応策というのは高潮だけではないので、概要に取り入れるときも、それ以外にも議論をしました、考えていますということを言ったほうがいいのではないかなという気がいたします。それはIPCCでも適応策というのがかなり大々的に取り入れられているし、来年度の洞爺湖サミットに向けて、行政でもいろいろな検討を具体的にしていると思います。それは、必ずしも高潮でないということがあると思います。

そういう意味で、資料2-4の概要の中の6ページなのですが、第4節の(1)というところに循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成というところがあって、本文のほうを見ると、その前書きのようなところに適応策的なところが書いてありますので、もしできたら、そのところを、今、温暖化防止の推進だけに限って書いてあるんですが、適応策的な言葉も一つ入れたほうが、このところを議論しましたということが出てくるのではないかなと思います。

例えばの例でいいますと、高潮以外に、実はなかなか適応策といって難しいのが、海面上昇に対する干潟とか砂浜の減少でありまして、そういう部分が、高潮だけ書いておくと出ていないということも含めて、ここに概要にも一言ぐらい入れたらどうかなと。

ちょっと長くなりました、すみません、そういうふうに思いました。

【委員長】 事務局への意見ということですが、深澤さんではなくて、これは担当違うのですよね。

【事務局】 いや、どのようなことができるのか、ちょっと今すぐに申し上げられませんが、

【委員長】 情報としてお伝えしていただきたいと。

【事務局】 はい、お話として、ありがたく承りたいと思います。ありがとうございます。

【委員長】 ほかに。

【委員】 温暖化防止というのも、今は緩和策という言い方をして、おっしゃった緩和策と適応策という二つの対策が必要だというのは、もう国際的にも一般的な理解だと思えますので、単に温暖化防止という一般的な言い方よりは、そういう用語を使うほうが適切ではないかと思えます。

【委員長】 ほかに。どうぞ。

【委員】 また言葉について教えていただきたいのですが、これを見ますと、「進める」とか「必要がある」とか「促進する」、「推進する」といろいろあるのですけれども、これは何か意味がやはり違うのでしょうか。例えば必要があるというのは、必要があることは認識しているけれども、やるとは限らないよと、そういう意味でしょうか。

【事務局】 基本的な構成は、状況認識をまず述べて、であるから、こういうことをやる、これは動詞として「推進する」から「図る」から「努める」とかいろいろな言葉がありますけれども、そういう構成を心がけております。

【委員】 そうしますと、「図る」とか「推進する」、「促進する」は、日本語をあんまり繰り返すと冗長なので変えているだけであって、いずれも優劣ないということでしょうか。

【事務局】 そこはいろいろニュアンスの違いはございます。大体そのニュアンスとして、例えば所管部局が、まさに自分の仕事として推進するということもあれば、それこそ国民全体、社会全体をある方向に行くように図っていくですとか、促進するとかいうふうな、いろいろな、それなりにルールを設けて使っております。

【委員】 そのルールはどこかに書いてあるのですか。

【事務局】 そこは、大体お読みいただければおわかりいただけるように書いているつもりではあります。

【委員】 わかりました。修行いたします。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 きょう最後だと聞きましたので、一言お礼を申し上げたいのですけれども、

健全でうるおいのあるランドスケープの形成というのを、この専門委員会では非常に重要な柱にさせていただいたのですが、その後、部会の中で、その「ランドスケープ」という片仮名語はいかがなものかとか、あるいは景観と何が違うのか、風景と何が違うのか、風土ではいかがかと、あるいは最後には、日本語に片仮名を多く使うのはけしからんではないかというようなことで、もう一つのエコロジカル・ネットワークのほうはほとんどそういう議論がなかった中で、ややこの言葉がやり玉に上がった中で、最終的には章からもはずれ、節からもはずれたわけですが、最後にこのランドスケープという言葉が明確に文章の中には残ったという。不思議なことに、私が出席した会議ではほとんど議論にならなかったのですが、私が出席しない会議の中で、特に委員長には随分と頑張っ、これを残す努力と工夫をしていただいたようでございます。

そのこともあって、「人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がり」なんていうやや複雑な、しかしこれはヨーロッパにおけるランドスケープ・コンベンションの概念からこれを持ち込んだということで、やや理論武装もきちっとできたということで、かえってよかったという面もあったのではないかと考えておきまして、事務局はじめ、皆さんにはこれで随分頑張っていたと思いますので、私、改めて、お礼を申し上げたいと思います。

【委員長】 そのとおりでございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほぼ予定の時間に来ております。ただいまの国土形成計画（全国計画）については、報告でございますが、このような形でまとめられます。次回の計画部会のスケジュールは先ほどご紹介いただきましたか。

【事務局】 はい、次回の計画部会に、当委員会からのご報告ということで報告する予定です。

【委員長】 いや、そうではなくて、この国土形成計画のほうは、当然、次の計画部会で確定するわけですね。

【事務局】 そこは、27日に計画部会がございまして、次の審議がなされるということになります。そこで確定する予定です。

【委員長】 確定するかどうかはまだ確言できないということですね。

【事務局】 委員長にかかっております。

【委員長】 予定としては、確定するということですね。

ありがとうございました。大変長い期間、この専門委員会、2年余にわたってご議論いただき、先ほどご紹介いただいた内容を読んでいただくとよくおわかりのように、本専門委員会の内容が、多岐にわたって盛り込まれたところをございまして、新しい国土形成計画をつくることにも寄与し、さらに新しい国土利用計画の全面的な中身の改定についてもご寄与いただき、成果として実現できたということを深く感謝させていただきたいと思えます。

今後、先ほど資料1-4にございまして、いろいろ検討する機会があると思えます。その際、さまざまな形で、皆様からご意見、あるいはご情報をいただくというようなことがあるかと思えます。今後とも私のほうからもよろしくお願ひしたいと思っております。とりあえず委員会としてのまとめは私のほうでさせていただきます。

この後、事務局のほうで何かございませうか。

【事務局】 どうもありがとうございました。

それでは、終わりに当たりまして、局長の辻原からごあいさつさせていただきます。

【委員】 事務局を代表いたしまして、一言御礼とごあいさつをさせていただきます。

本委員会は、一昨年秋、国土審議会計画部会の専門委員会の一つとして、国土利用計画、そしてそれと一体として作成されるべき国土形成計画の主に国土管理に関して検討していただくということで発足いたしまして、以来、2年余りご検討いただきまして、きょうの日を迎えさせていただきました。

この間、私も審議官時代から出席させていただいて、いろいろとご指導いただいていたわけですが、委員長はじめ委員の各位におかれましては、大変熱心にご議論いただきまして、最終報告を取りまとめることができたということにつきまして、心より御礼を申し上げます。

きょう最終報告としてお取りまとめいただきました国土利用計画の第4次の案につきましては、先ほどもお話ございましたけど、11月27日、来週の火曜日に国土形成計画の案とあわせまして計画部会に最終的にご報告させていただくという段取りになっております。

その後につきましては、まだ正式には決定しておりませんが、年内には審議会の本審議会を開催いたしまして、本審議会にご報告した上で、今年度中に、国土形成計画と一体として作成される第4次の国土利用計画（全国計画）ということで閣議決定を経るということで現在作業を進めておるということをご報告させていただきたいと思えます。

この委員会はきょうで一区切りということでございますけれども、また何かとご指導いただくこともあろうかと思しますので、引き続きよろしく願いいたしますとともに、改めて御礼を申し上げまして、まとめの言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

【事務局】 では、いつものように、本日の議事要旨につきましては、速やかに事務局にて作成して、公表いたしますとともに、議事録につきましては、委員の皆様方のご了解を得てから公表させていただきたいと存じます。

本日お配りした資料につきましては、大変、大部でございますので、どうぞお席に置いておいていただければ、後ほど事務局からお送りいたしたいと思えます。

私からも、本日はどうもありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

— 了 —